

テーマ：一日も早い復旧・復興のための立法措置を

発表日：2011年4月21日(木)

～阪神・淡路大震災時との比較～

第一生命経済研究所 経済調査部

副主任エコノミスト 鈴木 将之 (03-5221-4547)

(要旨)

- 4月19日に、「東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」が国会に提出された。これは東日本大震災への税制上の対応の第一弾であり、緊急性が重視されている。
- 具体的には、所得税、法人税、相続税、登録免許税、消費税などの特例であり、負担の軽減を目的としている。阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、今回の震災の特徴に対応するように税制上の対応が拡充された。また、揮発油税のトリガー条項が一時凍結されるなど、復興財源確保のための項目もある。
- 一方、阪神・淡路大震災の発生から1ヶ月後には、税制上の支援法（第一弾）が成立しており、それから10日ほどで補正予算が組まれた。現在は税制上の支援法（第一弾）が国会に提出された状態であり、阪神・淡路大震災の時よりも対応が遅れている。今回の震災では、原発問題など複合的に対応せざるをえない問題が発生したという特殊事情がある。しかし、財源問題に加えて、対応の遅さが復旧・復興の支障となってはならない。税制上の対応や補正予算による政策の早期実施がのぞまれる。

○税制上の対応の第一弾

4月19日に、「東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（以下、特例法案とする）がようやく国会に提出された。これは、東日本大震災への税制上の対応の第一弾であり、緊急対応の性格が強いものである。また、今後、復興支援策全体の中で対応すべき税制関連や震災対策関連法案については、補正予算案の提出以降に追加される見通しとなっている。

○被災者の負担減を目的にした特例法案

今回の特例法案は、①所得税法、②法人税法、③相続税法、④登録免許税法、⑤消費税法、⑥災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律など6つの特例措置などからなり、主に被災地域の負担軽減を目的としている（資料1）。被災地域が阪神・淡路大震災に比べて広域であることや、津波などによる家屋などの資産の損壊規模が大きいこと、阪神・淡路大震災への対応の経験などから、阪神・淡路大震災時の税制上の特例措置から拡充された項目や新たに導入された項目もみられる。また、緊急性が重視されているため、公布日から施行される予定である。

具体的にみれば、所得税や法人税など被災によって喪失した資産に対する所得控除を拡大し、繰越期間を3年から5年に拡充している。相続税や贈与税についても、震災の影響を勘案するような措置をとっており、負担軽減をはかっている。また、復旧・復興の後押しとなるように、自

自動車重量税の免除、船舶・航空機の再建造に係る登録免許税の免除、住宅・建物や土地の登録免許税の免除なども含まれている。その他には、住宅ローン減税の適用について、平成 24 年分以降の残存期間の継続適用を可能にしたり、寄附金控除の控除限度枠を総所得の 40%から 80%に拡大したりしている。これらは、被災地の個人・法人の負担を軽減するとともに、主要な交通・輸送手段である自動車買い替え負担や、漁船などの再建造など産業のたて直しの障壁を軽減するような税制上の対応であり、復旧・復興の後方支援役を担うと考えられる。

資料 1 東日本大震災への税制上の対応（第一弾、4/19 日国会提出）

【Ⅰ】所得税

- 1 雑損控除の特例
- 2 災害減免法による所得税の減免措置の前年度適用の特例
- 3 被災事業用資産の損失の特例
- 4 住宅ローン減税の適用の特例
- 5 財形住宅・年金貯蓄の非課税
- 6 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

【Ⅱ】法人税

- 1 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付
- 2 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
- 3 被災代替資産等の特別償却
- 4 特定の資産の買換えの場合の課税の特例
- 5 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長

【Ⅲ】資産税

- 1 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長
- 2 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に関する居住要件の免除等
- 3 被災した建物の建替え等に係る登録免除税の免税
- 4 被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免除

【Ⅳ】消費課税

- 1 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- 2 消費税の中間申告書の提出に係る特例
- 3 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税
- 4 建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
- 5 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付
- 6 被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置

【Ⅴ】その他

- 1 寄附金の指定（寄附金控除等の対象化）
- 2 揮発油税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）

（注）太字：阪神・淡路大震災の対応から拡充したもの、太字・色つき：阪神・淡路大震災の対応にはなかったもの。

（出所）財務省資料より作成。

また、財源確保を目的に、揮発油税のトリガー条項の一時凍結も盛り込まれた¹。しかし、被災地では鉄道網などの交通機関が必ずしも十分に復旧しているわけではなく、自動車は主要な輸送・移動手段となっている。足もとのガソリン価格は 151 円／リットル台で推移しているものの、ガソリン価格が 160 円以上に高騰した場合、トリガー条項の凍結は復旧・復興の負担増につながる懸念される。

○復旧・復興対策の早期実施が課題

阪神・淡路大震災の発生から 1 ヶ月後には、税制上の支援法（第一弾）が成立しており、それから 10 日ほどで補正予算が組まれた当時と比べると、今回は現時点で税制上の支援法が国会に提出された状態であり、対応が遅れている（資料 2）。今回の震災では、原発問題など複合的に対応せざるをえない問題が発生したという特殊事情がある。しかし、生活基盤のたて直しのために早急に対応しなければならない政策が遅れることで、復旧・復興の支障となつてはならない。

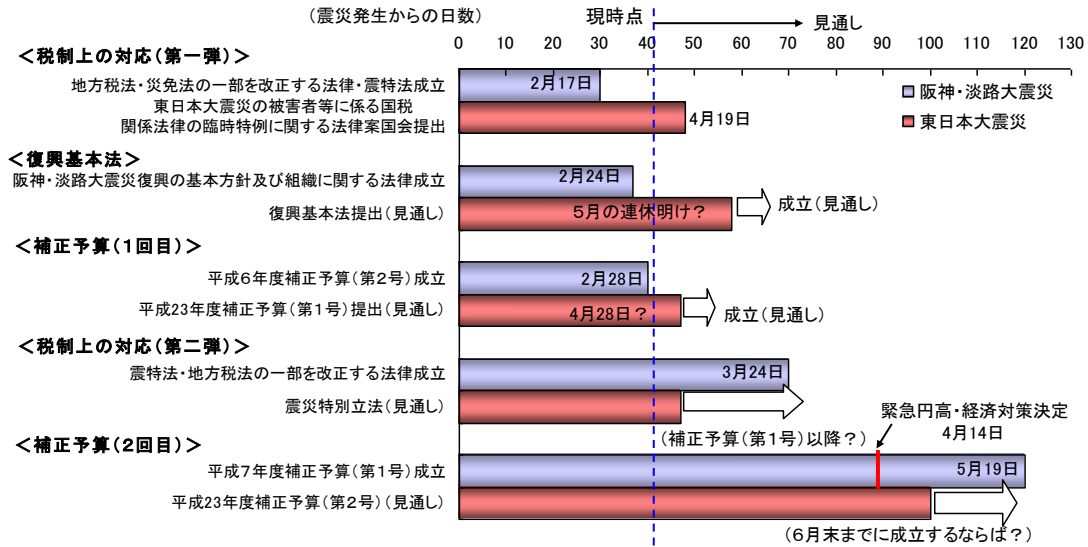
今後の課題は少なくとも 3 つある。まず、1 つ目の課題は必要とされる税制上の対応を追加することである。第一弾の税制上の対応は、所得税、法人税、消費税など家計や企業の日常生活・事業に関係が深く、緊急性の高い税制を対象にしたものである。第二弾以降の税制上の対応では、本格的な復興支援策として、住宅・設備投資など生活・生産基盤の整備や、今後提示される復興

¹ トリガー条項は、ガソリン小売価格（レギュラー）が 3 ヶ月連続で 160 円／リットルを上回った場合に発動され、ガソリン税などの上乘せ分（約 25 円／リットル）が減税される一方、3 ヶ月連続で 130 円／リットルを下回った場合に解除される仕組みである。これは、2009 年末にガソリンの揮発油税などの暫定税率の廃止が見送られたことの代替措置として導入された経緯があり、ガソリン価格の高騰による負担軽減を狙ったものである。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

ビジョンに沿った産業構造やエネルギー供給体制などの整備を支援するための税制の措置も含まれると考えられる。

資料2 補正予算や税制上の措置などのスケジュール比較



(注) 災免法：災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
 震特法：阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
 (出所) 財務総合政策研究所『財政金融統計月報』、加藤(2011)より作成

2つ目の課題は、5月の連休明けに提出されるとみられる復興基本法案などを早期に成立させて、復興対策の基本姿勢を明確化することである。それにより、遅れ気味の復旧・復興対策を加速させる必要がある。また、緊急性の高い生活基盤のたて直しや、電力・ガス・水道などのライフラインの復旧、道路・港湾・鉄道などのインフラ復旧などとともに、長期的な視点からみたときの復興方針の整合性を保つ必要があるだろう。

3つ目の課題は、復旧・復興対策の牽引役となる補正予算を早期に成立させることである。税制上の対応はあくまで復旧・復興の後方支援策であるため、主要な対策となる補正予算の成立が必要である。現在、4兆円規模とされる補正予算の成立は5月はじめ、本格的な復興対策となる第2次補正予算は6月になる見通しとなっている。必要な財源を確保するために、国債発行やその償還財源、子ども手当などの政策見直しを含めて、補正予算編成を早める必要がある。

現状は、政府・与党間、与野党間で、復旧・復興を目的としているところでは共通点は多いものの、財源の捻出方法などで意見の相違が大きく調整が円滑に進んでない状態といえる。第1次補正予算は緊急性を考慮して、5月はじめには成立する見通しであるものの、国債発行が必要となる第2次補正予算の成立はより難航すると考えられる。こうした状況の中で、復興財源問題に加えて、阪神・淡路大震災時に比べて対策実行の遅れが目立ちはじめている。復旧・復興が最優先される中で、税制上の対応や補正予算による政策の早期実施がもとめられる。

<参考文献>

加藤慶一(2011)「東日本大震災に伴う税制上の特別措置」国立国会図書館 ISSUE BRIEF No.707.

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。